

# 平成27年度 第1回五霞町総合教育会議次第

日 時 平成27年8月26日(水)  
午前10時30分  
場 所 役場 災害対策室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

(1) 五霞町総合教育会議について

- ・五霞町総合教育会議設置要綱について
- ・五霞町総合教育会議の概要について

(2) 今後の進め方について

(3) その他

4. 閉 会

## 五霞町総合教育会議設置要綱

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、町の教育に資するため、五霞町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び事務の調整を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

### (構成)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

### (会議)

第4条 会議は、町長が招集し、町長が会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### (意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

### (議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。ただし、前条ただし書に規定する場合にあっては、公表しないことができる。

### (事務局)

第8条 会議の事務局を総務課に置く。ただし、教育委員会に補助執行させることができる。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月26日から施行する。

# 五霞町総合教育会議の概要

## 1 概要

総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意に反映した教育行政の推進を図る。

### (1) 会議の位置付けと構成員

○地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、教育委員会は、地方自治法上の附属機関に当たらない。

(自治法第 202 条の 3 第 1 項)

○協議・調整し合議した方針の下に、双方が所管する事務を執行する。

(法第 1 条の 4 第 8 項)

○地方公共団体の長は、総合教育会議を設けること。

(法第 1 条の 4 第 1 項)

○構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会。

(法第 1 条の 4 第 2 項)

○地方公共団体の長が招集する。(法第 1 条の 4 第 3 項及び第 4 項)

教育委員会が協議を必要と思料するときは、招集を求めることができる。

緊急の場合は、地方公共団体の長と教育長のみで会議をすることも可能であるが、教育委員会の意思決定がされ教育長に一任されている場合は、その範囲内で、そうでない場合は一旦保留し、教育委員会で再検討し改めて地方公共団体の長と協議・調整を行う。

※法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## 2 協議・調整事項

### (1) 協議すべき事項

○大綱の策定に関する協議 (法第 1 条の 4 第 1 項)

○教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議

(法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号)

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置への協議  
(法第1条の4第1項第2号)

**(2) 協議すべきでない事項**

- 「教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する趣旨ではない。」
- 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項。
  - 日常の学校運営に関する些細な事項。

<p><b>法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項。</li> <li>○幼稚園・保育園等を通じた幼児教育・保育のあり方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項。</li> </ul>
<p><b>法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合。</li> <li>②通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合。</li> </ul> </li> <li>○児童、生徒等の生命又は身体への保護に類するような緊急事態。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害の発生により、生命又は身体への被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており、防災担当部局と連携する場合。</li> <li>②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合。</li> <li>③犯罪多発により、社会教育施設等でも、一般利用者等の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合。</li> <li>④いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合。</li> </ul> </li> </ul>

### 3 協議・調整の結果の尊重義務

調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重する。

(法第1条の4第8項)

調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断するものである。

(法第21条及び法第22条)

(会議における調整とは)

教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、私立学校等、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図ること。

(会議における協議とは)

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

### 4 会議の公開と議事録の作成及び公表

○個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められることを除き公開する。

(法第1条の4第6項)

○非公開の場合は、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を保護する場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合である。

○地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。

(法第1条の4第7項)

## 平成 27 年度年間スケジュール

開催時期	予定される協議事項
8 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総合教育会議の設置</li><li>・ 今後の進め方</li></ul>
12 月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育に関する大綱（素案）の策定 （教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱）</li><li>・ 児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策（素案）</li><li>・ 教育を行うための環境整備（素案） （学校施設、生涯学習施設）</li></ul>
2 月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育に関する大綱の策定</li><li>・ 児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策</li><li>・ 教育を行うための環境整備 （学校施設、生涯学習施設）</li></ul>

## 五霞町総合教育会議の構成員

(平成27年8月26日現在)

役 職 名	氏 名
五霞町長	染 谷 森 雄
五霞町教育長	千 葉 道 子
五霞町教育委員	増 田 清
五霞町教育委員	鈴 木 昇
五霞町教育委員	小 村 隆 宜
五霞町教育委員	石 塚 和 実

### 事務局

所 属 名	氏 名
総務課長	山 中 一 郎
教育委員会次長	田 口 啓 一
総務課秘書広報グループリーダー	鳩 貝 浩 之
教育委員会学校教育グループリーダー	山 田 浩
教育委員会生涯学習グループリーダー	大 澤 則 之
教育委員会茨城国体準備室長	曾 根 正 明